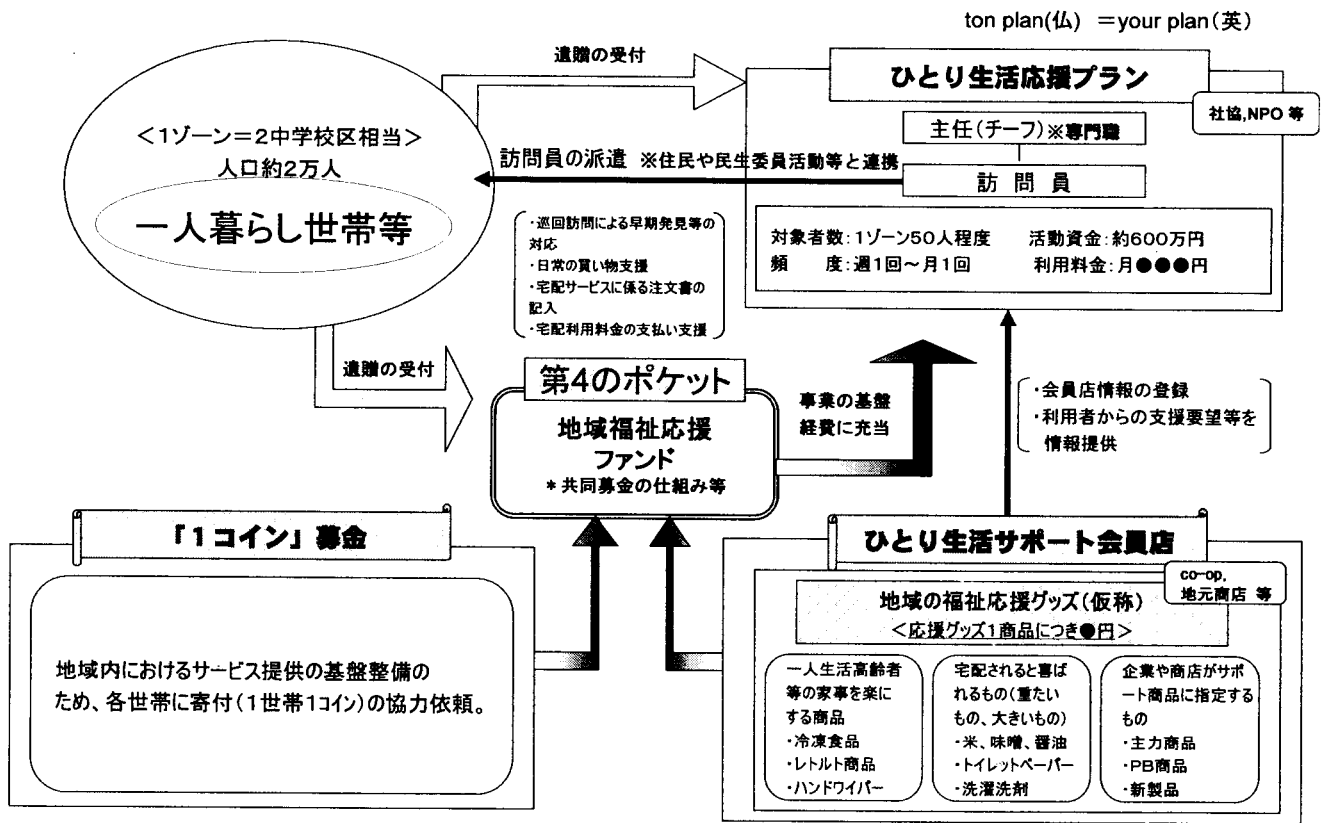


「安心生活創造事業」の事業モデル 「ひとり生活応援プラン=ton plan (仮称)」のサービスと財源のイメージ

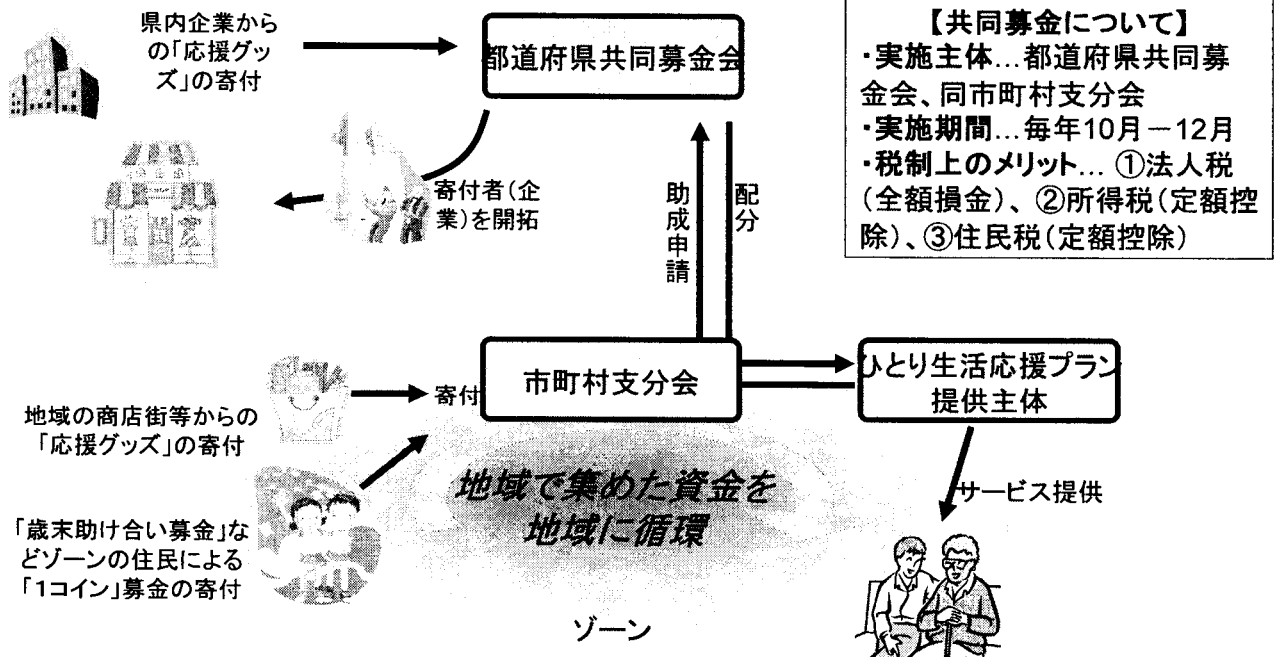


未定稿

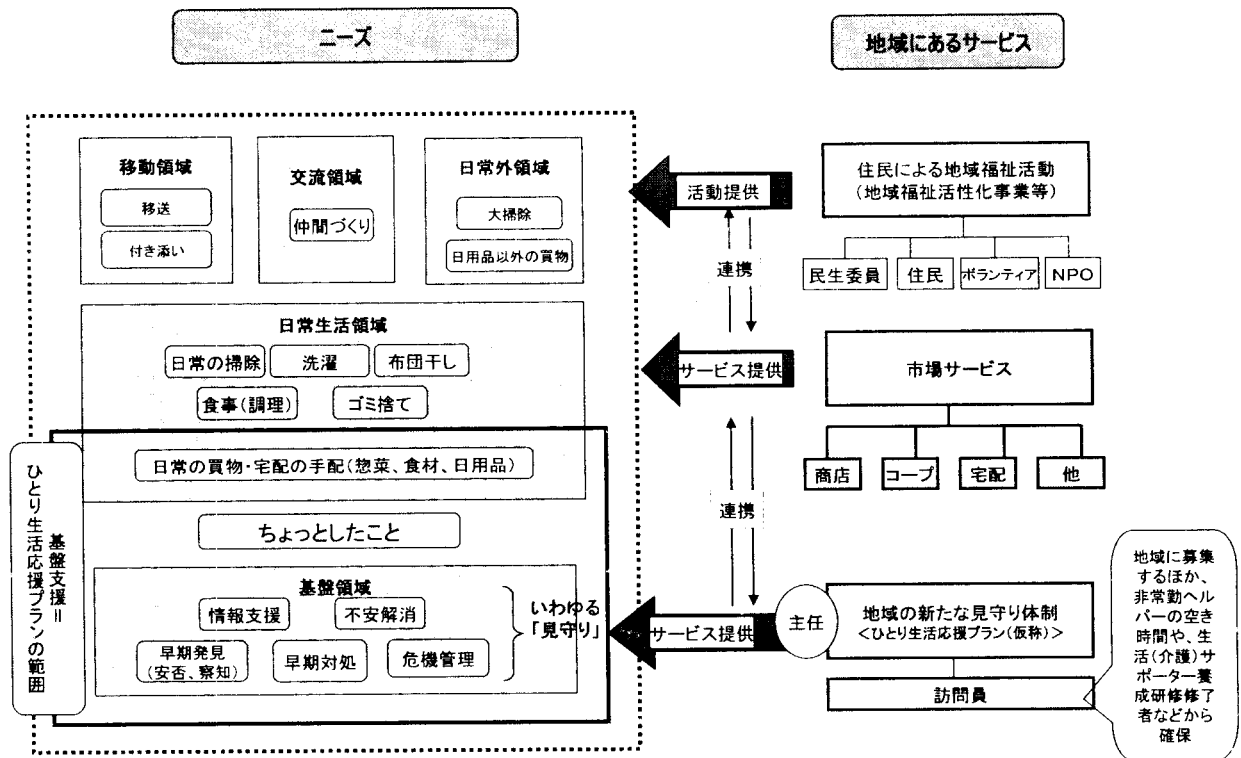
共同募金の仕組みを活用した場合の「地域福祉応援ファンド」のイメージ(例)

図2

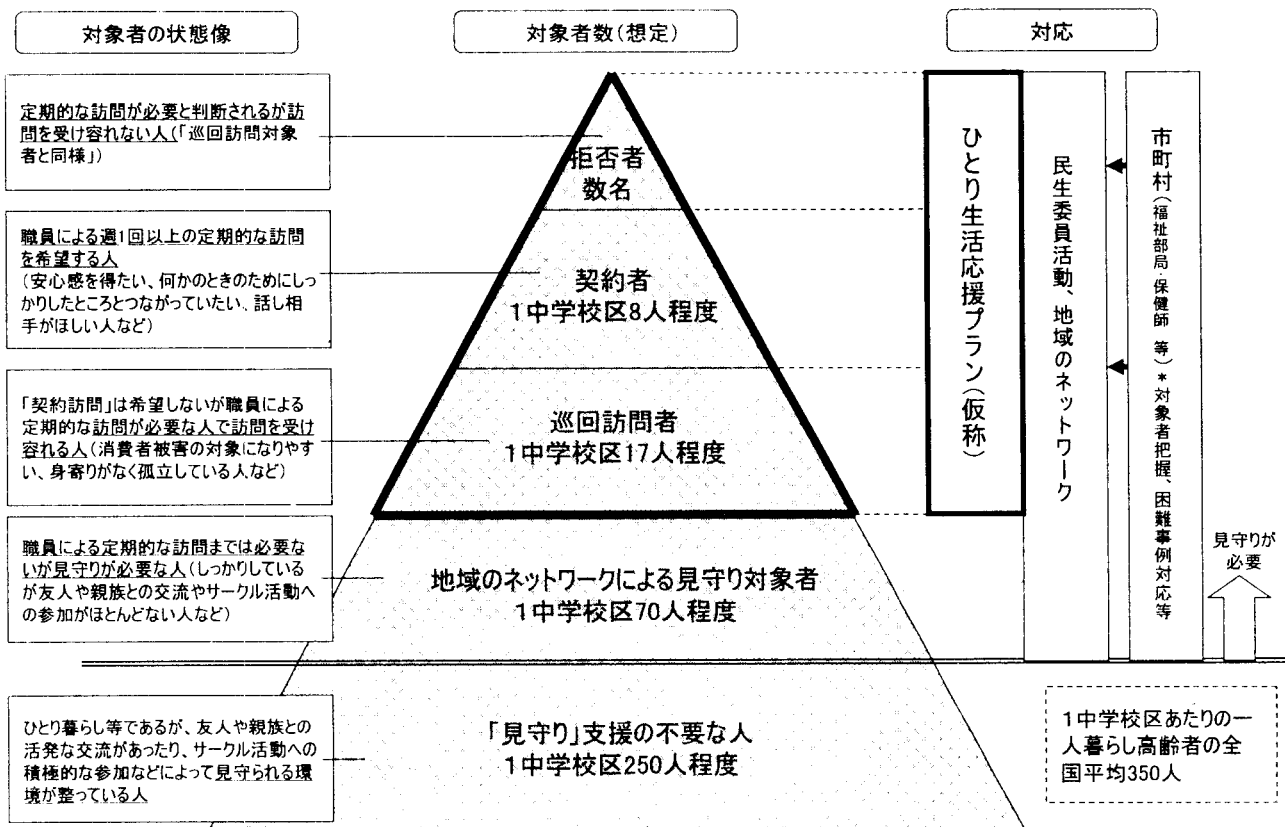
- 共同募金の「地域で集めた資金を地域に循環させる」寄付システムにより、市町村支分会が歳末助け合い運動等住民による「1コイン」募金を推進し、寄付の受け皿となることが考えられる。
- 共同募金への寄付には税制上のメリットがあることから、企業からの「応援グッズ」による寄付の受け皿となることが考えられる。
- 共同募金会は、「ひとり生活応援プラン」の提供主体と連携し、寄付者や寄付プログラムの開拓を行い第4のポケットの充実に取り組むことが期待される。



<ニーズと地域のサービス>



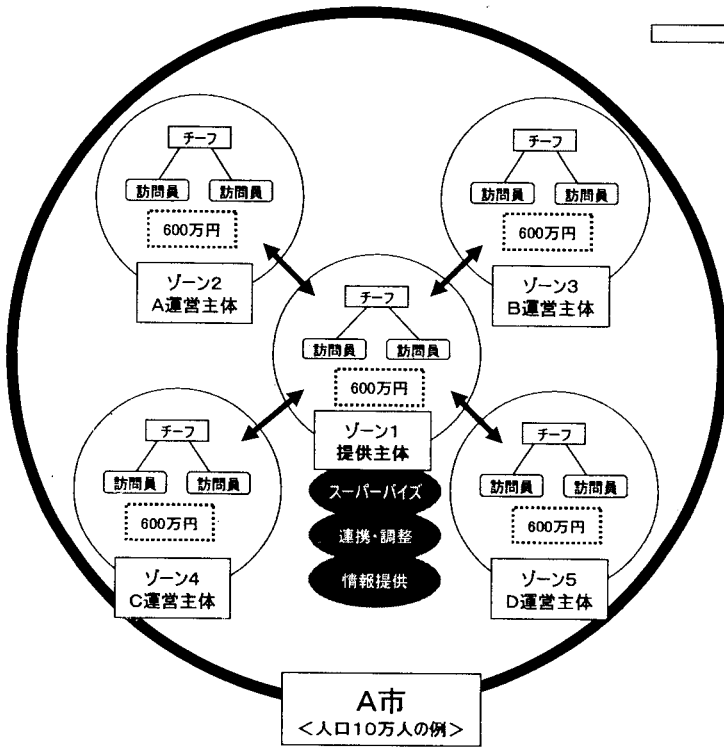
対象者のイメージと対応の関係(人口約1万人(1中学校区))



ここでの対象者数は、一人暮らし高齢者について想定。内閣府「平成17年度世帯類型に応じた高齢者の生活実態に関する意識調査」の数字を一人暮らし高齢者数に乘じたもの

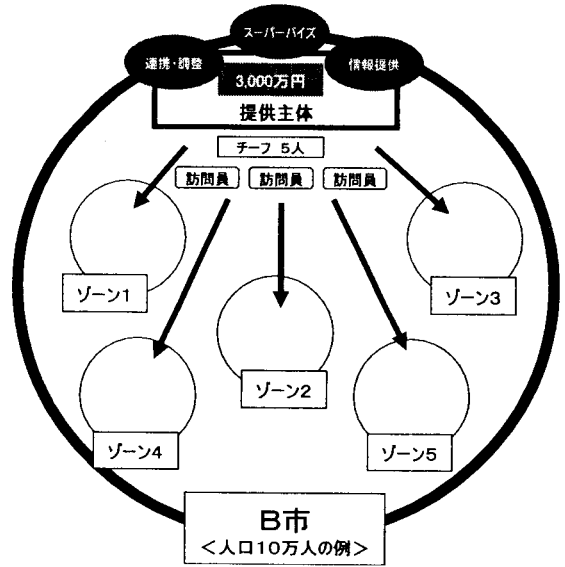
ゾーンと体制のイメージ

実施主体とゾーンごとの運営主体が異なる場合



地域により多様なパターンあり

実施主体が全てのゾーンを担当する場合



地域福祉推進市町村参加意向調査

①	市区町村名	
②	担当部署・担当係名	
③	担当者名	
④	電話番号(内線)	
⑤	直通番号(夜間)	
⑥	担当者メールアドレス	
⑦	人口規模	人 (平成 年 月 日現在)
⑧	世帯数	世帯 (平成 年 月 日現在)
⑨	⑧のうち、65歳以上の者のいる世帯数	世帯
⑩	⑨のうち、単独世帯数	世帯
⑪	高齢化率	% (平成 年 月 日現在)
⑫	地域福祉計画策定状況	ア 策定済み ウ 策定未定 イ 策定予定 → (平成 年度策定予定)
⑬	その他 (ex.地域福祉活動の取り組み等について)	

《記入要領》

○記入部分は黄色で塗りつぶしている部分になります。(ただし、項目⑫は、イ「策定予定」を選んだ場合のみ記入する。)

○様式の書式設定は変更せず、最後まで記入してください。

○項目⑦・⑧・⑪(人口規模・世帯数・高齢化率)については、把握している最新の数字を記入してください。

○項目⑫については、ア～ウのいずれかを○で囲んでください。なお、イの「策定予定」を選んだ場合のみ、策定予定年度を記入してください。

○項目⑬については、例えば地域福祉活動の取り組みについて特に活発な地域の事例や、その地域の特徴など、幅広く自由にご記入ください。

都道府県記入票

【都道府県名】	【担当部署・担当係名】	【担当者名】
【電話番号(内線)】	【直通番号(夜間)】	【担当者メールアドレス】

《記入要領》

管内市町村のうち、別添3「地域福祉推進市町村参加意向調書」の提出があった自治体における地域福祉に関する施策や取組状況等について、都道府県の意見(コメント)を記述願います。

【各管内市町村における意見(コメント)の例について】

- 住民と行政の協働による活動事例
- 企業から資金提供等の協力を得ながら活動している団体の事例
- 住民と行政との間で生活課題や公的サービスの内容等について情報を共有する仕組みが整備されている事例
- 地域の生活課題に対処するための関係者の間にネットワークが形成されており、互いに助け合える状態にある事例
- その他特に地域福祉活動が活発な事例 など

NO	市町村名	都道府県の意見(コメント)
1		
2		
3		
4		
5		

3 日常生活自立支援事業の実施状況（全国社会福祉協議会調べ）

（1）契約状況の推移（対象者別）

対象者		認知症 高齢者 など	知的 障害者 など	精神 障害者 など	その他	計	うち 生活保護
平成18年度	契約件数	4,822	1,085	1,282	437	7,626	2,632
	構成比(%)	63.2(%)	14.2(%)	16.8(%)	5.7(%)	100(%)	34.5(%)
平成19年度	契約件数	5,488	1,211	1,386	495	8,580	3,058
	構成比(%)	64.0(%)	14.1(%)	16.2(%)	5.8(%)	100(%)	35.6(%)
平成20年 4月～11月	契約件数	3,910	864	1,070	302	6,146	2,168
	構成比(%)	63.6(%)	14.1(%)	17.4(%)	4.9(%)	100(%)	35.3(%)
平成20年 11月末現在 実利用者数	実利用者数	15,953	5,361	5,385	1,581	28,280	-
	構成比(%)	56.4(%)	19.0(%)	19.0(%)	5.6(%)	100(%)	-

日常生活自立支援事業の都道府県・指定都市別実施状況

①相談援助件数(問い合わせ・相談件数)

事業開始～平成20年11月末

対象者 事項	本事業の利用に関するもの				その他	計
	認知症高齢者等	知的障害者等	精神障害者等	不明・その他		
件数合計	1,652,414	514,049	633,558	171,799	96,084	3,067,904
北海道	11,103	5,239	5,604	1,199	663	23,808
青森県	8,007	3,042	2,893	1,435	64	15,441
岩手県	23,806	12,006	12,820	1,964	118	50,714
宮城県	20,018	17,939	20,826	4,087	1,088	63,958
秋田県	9,400	1,680	2,298	376	147	13,901
山形県	11,023	2,991	2,255	1,092	648	18,009
福島県	9,279	3,249	2,763	1,192	249	16,732
茨城県	9,162	3,193	4,198	343	159	17,055
栃木県	7,538	2,127	1,547	1,272	857	13,341
群馬県	18,550	4,967	6,387	1,005	8,266	39,175
埼玉県	30,197	4,967	11,891	2,783	935	50,773
千葉県	22,790	2,398	4,310	1,777	882	32,157
東京都	346,677	34,199	95,878	28,495	13,168	518,417
神奈川県	84,190	15,058	18,850	10,949	6,285	135,332
新潟県	32,481	11,409	12,767	1,058	514	58,229
富山県	26,108	3,450	7,777	3,456	927	41,718
石川県	15,213	4,544	3,618	363	1,741	25,479
福井県	7,493	2,760	1,330	565	1,633	13,781
山梨県	6,483	5,643	3,718	1,209	288	17,341
長野県	26,605	14,689	16,780	3,573	2,226	63,873
静岡県	10,353	2,597	2,448	2,252	6,050	23,700
岐阜県	8,278	4,885	2,760	735	371	17,029
愛知県	49,375	12,551	16,048	-	-	77,974
三重県	20,760	17,329	10,795	2,260	357	51,501
滋賀県	72,428	57,619	48,697	12,764	1,243	192,751
京都府	72,203	25,403	24,022	13,754	501	135,883
大阪府	66,568	23,190	26,752	4,335	7,791	128,636
兵庫県	16,063	4,805	5,275	1,322	10,948	38,413
奈良県	6,600	2,125	3,519	1,012	78	13,334
和歌山県	43,779	13,942	23,565	3,914	454	85,654
鳥取県	3,916	2,313	1,292	366	136	8,023
島根県	6,845	4,327	7,145	262	358	18,937
岡山県	13,309	3,970	3,921	972	592	22,764
広島県	27,625	15,205	17,649	3,443	1,368	65,290
山口県	6,106	1,324	1,637	1,695	5,828	16,590
徳島県	4,171	2,114	1,444	640	414	8,783
香川県	18,953	11,245	10,032	1,628	305	42,163
愛媛県	7,365	3,755	7,399	1,897	180	20,596
高知県	13,898	6,729	3,556	902	150	25,235
福岡県	16,561	3,291	2,559	1,587	2,886	26,884
佐賀県	4,872	1,118	2,244	1,703	144	10,081
長崎県	13,423	9,660	6,685	859	1,654	32,281
熊本県	9,412	2,722	2,960	2,823	327	18,244
大分県	9,687	2,651	2,096	658	184	15,276
宮崎県	7,679	6,777	5,487	1,731	448	22,122
鹿児島県	7,540	1,428	2,273	855	353	12,449
沖縄県	37,961	22,991	35,788	4,910	678	102,328
札幌市	22,114	5,412	8,839	1,796	2,985	41,146
仙台市	4,188	2,735	5,015	889	487	13,314
さいたま市	3,654	760	721	203	38	5,376
千葉市	8,903	316	530	2,413	-	12,162
川崎市	10,768	1,522	1,622	1,404	70	15,386
横浜市	20,795	2,000	3,274	4,416	30	30,515
新潟市	5,342	3,036	1,383	221	75	10,057
静岡市	3,229	1,193	1,077	1,555	6,107	13,161
浜松市	1,262	206	695	330	161	2,654
名古屋市	20,409	7,925	10,973	1,302	77	40,686
京都市	14,862	6,208	5,462	1,148	4	27,684
大阪市	202,840	49,731	64,123	13,310	-	330,004
堺市	889	773	170	61	27	1,920
神戸市	3,342	483	6,567	4,448	-	14,840
広島市	19,833	9,125	5,212	294	-	34,464
北九州市	2,133	363	437	465	165	3,563
福岡市	5,998	645	900	72	1,202	8,817

※指定都市における実施状況は、平成15年4月～

②契約締結件数(累計)

事業開始～平成20年11月末

事項	内容	認知症高齢者等	知的障害者等	精神障害者等	その他	計	
							うち生活保護
件数合計		33,152	7,757	8,075	2,928	52,262	17,695
北海道		339	106	132	-	577	370
青森県		600	100	117	66	883	416
岩手県		627	245	251	50	1,173	444
宮城県		318	165	179	52	714	276
秋田県		309	30	36	5	380	157
山形県		473	103	81	79	736	284
福島県		156	53	29	31	269	78
茨城県		514	78	108	13	713	191
栃木県		714	251	103	23	1,091	377
群馬県		904	147	177	-	1,228	326
埼玉県		845	140	205	46	1,236	550
千葉県		638	55	115	62	870	253
東京都		3,261	228	483	135	4,107	822
神奈川県		1,069	147	174	229	1,969	626
新潟県		659	171	233	-	1,063	277
富山県		237	40	61	26	364	96
石川県		255	43	36	2	336	85
福井県		359	128	54	25	566	150
山梨県		283	137	114	119	653	88
長野県		495	187	171	86	939	199
静岡県		444	126	102	162	834	205
岐阜県		410	102	67	26	605	119
愛知県		1,010	176	182	-	1,368	288
三重県		622	228	219	47	1,116	294
滋賀県		715	376	240	178	1,509	194
京都府		368	74	70	38	550	227
大阪府		1,332	427	474	127	2,360	893
兵庫県		509	120	115	17	761	278
奈良県		166	37	41	25	269	96
和歌山県		593	141	190	26	950	293
鳥取県		439	212	78	25	754	262
島根県		498	258	226	14	996	309
岡山県		535	128	164	29	856	249
広島県		629	192	244	79	1,144	438
山口県		1,056	163	256	92	1,567	494
徳島県		227	82	60	28	397	155
香川県		440	239	195	38	912	257
愛媛県		329	73	160	92	654	241
高知県		315	215	95	14	639	146
福岡県		564	105	60	-	729	214
佐賀県		327	73	108	62	570	132
長崎県		661	156	191	25	1,033	344
熊本県		522	131	110	118	881	261
大分県		609	95	95	43	842	348
宮崎県		466	224	155	108	953	381
鹿児島県		688	68	100	68	924	343
沖縄県		300	123	174	32	629	322
札幌市		209	36	68	27	340	219
仙台市		121	49	122	2	294	148
さいたま市		111	15	16	5	147	84
千葉市		99	6	11	34	150	58
川崎市		443	59	69	58	629	383
横浜市		297	36	43	53	429	127
新潟市		61	19	15	-	95	39
静岡市		109	31	40	52	232	39
浜松市		71	16	41	23	151	45
名古屋市		585	122	121	1	829	335
京都市		342	81	71	18	512	334
大阪市		1,457	233	260	83	2,033	1,196
堺市		18	20	3	-	41	21
神戸市		595	19	24	-	638	331
広島市		235	44	47	-	326	141
北九州市		242	41	44	10	337	128
福岡市		328	32	50	-	410	219

※指定都市における実施状況は、平成15年4月～

※神奈川県の前年10月～平成13年3月分は分類していない為、合計のみ計上。

③現在の実利用人数

平成20年11月末現在

事項	対象者		認知症高齢者等	知的障害者等	精神障害者等	その他	計
	数	合計					
			15,953	5,361	5,385	1,581	28,280
北海道			169	63	87	-	319
青森県			318	54	68	28	468
岩手県			286	173	182	20	661
宮城県			138	110	93	40	381
秋田県			181	21	23	4	229
山形県			225	73	59	49	406
福島県			84	43	22	20	169
茨城県			259	48	73	12	392
栃木県			351	155	72	19	597
群馬県			440	111	123	-	674
埼玉県			371	76	112	22	581
千葉県			251	32	65	38	386
東京都			1,589	158	352	76	2,175
神奈川県			300	79	72	75	526
新潟県			289	112	123	-	524
富山県			109	34	41	13	197
石川県			145	39	27	1	212
福井県			192	75	36	16	319
山梨県			147	96	83	29	355
長野県			255	141	129	51	576
静岡県			137	87	50	95	369
岐阜県			199	79	47	23	348
愛知県			338	119	111	-	568
三重県			310	184	174	39	707
滋賀県			403	292	178	80	953
京都府			158	52	56	21	287
大阪府			691	302	294	-	1,287
兵庫県			214	100	75	13	402
奈良県			86	25	27	13	151
和歌山県			250	63	118	18	449
鳥取県			77	40	22	9	148
島根県			198	179	160	10	547
岡山県			226	89	99	16	430
広島県			235	119	137	42	533
山口県			472	112	167	59	810
徳島県			123	65	51	13	252
香川県			114	87	74	13	288
愛媛県			82	36	107	47	272
高知県			187	179	71	12	449
福岡県			246	61	28	-	335
佐賀県			92	24	49	24	189
長崎県			360	94	127	14	595
熊本県			296	104	83	69	552
大分県			299	57	52	28	436
宮崎県			220	164	111	72	567
鹿児島県			389	45	76	45	555
沖縄県			171	94	124	21	410
札幌市			138	38	37	8	221
仙台市			71	49	100	2	222
さいたま市			61	14	12	2	89
千葉市			45	3	6	18	72
川崎市			229	42	47	43	361
横浜市			188	31	36	46	301
新潟市			54	17	15	-	86
静岡市			112	34	47	51	244
浜松市			41	10	36	15	102
名古屋			326	116	103	-	545
京都市			188	76	62	14	340
大阪市			1,089	224	240	68	1,621
堺市			30	34	8	-	72
神戸市			293	15	19	-	327
広島市			110	37	31	-	178
北九州市			153	46	33	5	237
福岡市			153	30	43	-	226

4. 民生委員・児童委員に関するサイトのリニューアル(案)

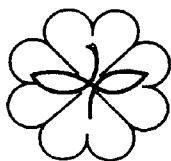
民生委員・児童委員について

- ◆民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、ひとり暮らしや寝たきりの高齢者の方などの援助活動をはじめ、地域福祉に関する相談に応じ、暮らしを支援する人です。
- ◆民生委員は、地域子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行う「児童委員」を兼ねています。また、一部の児童委員は児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」の委嘱を受けています。

民生委員のマーク

現在のマークは昭和35年に公募で選ばれたものです。

幸せのめばえを示す四つ葉のクローバーをバックに、民生委員の「み」の文字と児童委員を示す双葉を組み合わせ、平和のシンボルの鳩をかたどって、愛情と奉仕を表しています。



民生委員・児童委員活動の様子

検討中

民生委員制度の歴史

民生委員制度は、大正6年に岡山県に設置された「済世顧問制度」と、大正7年に大阪府で始まった「方面委員制度」が始まりとされています。

平成19年は済世顧問制度発足から90周年という記念すべき年であり、天皇皇后両陛下のご臨席を賜り、民生委員制度創設90周年記念全国民生委員児童委員大会が開催されました。

民生委員・児童委員に関するQ&A

民生委員・児童委員とはどういう方たちですか？

【本分及び身分】（民生委員法第1条）

民生委員とは、社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、また、福祉事務所等関係行政機関の業務に協力するなどして、社会福祉の増進に努める方々です。

【任期・給与】（民生委員法第10条）

民生委員に給与は支給されません。任期は3年で、再任も可能です。

ただし、任期途中で交代があった場合は、後任者の任期は、前任者の残任期間となります。3年に1度、一斉改選が行われ、前回の一斉改選は平成19年12月1日に行われました。

民生委員・児童委員はどのように選ばれ、何人くらいいるのですか？

【定数】（民生委員法第4条）

定数は、厚生労働大臣の定める基準に従って、都道府県知事が市町村長の意見を聴いて定めます。
平成20年3月31日現在の定数は、232,092人です。
（地区担当：210,645人、主任児童委員：21,447人）

【委嘱の仕組み】（民生委員法第5条）

都道府県知事は、市町村の民生委員推薦会から社会福祉に対する理解と熱意があり、地域の実情に精通した者として推薦された者について、地方社会福祉審議会の意見を聴いて推薦し、厚生労働大臣が委嘱します。（児童福祉法第16条に基づき、民生委員は、児童委員を兼ねることとされています。また、主任児童委員は、児童委員のうちから、厚生労働大臣が指名します。）
平成20年3月31日現在、227,287人の方が民生委員として委嘱され、活動しています。
（男性：92,255人、女性135,032人）

民生委員・児童委員はどのような活動をしているのですか？

【民生委員・児童委員の職務内容】

- ◆民生委員の職務について民生委員法第14条では次のように規定されています。
 1. 住民の生活状態を必要に応じ適切に把握しておくこと
 2. 生活に関する相談に応じ、助言その他の援助を行うこと
 3. 福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供、その他の援助を行うこと
 4. 社会福祉事業者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること
 5. 福祉事務所その他の関係行政機関の業務に協力すること
 6. その他、住民の福祉の増進を図るための活動を行うこと

- ◆児童委員・主任児童委員の職務について児童福祉法第17条では次のように規定されています。

《児童委員》

 1. 児童及び妊産婦につき、その生活及び取り巻く環境の状況を適切に把握しておくこと。
 2. 児童及び妊産婦につき、その保護、保健その他福祉に関し、サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助及び指導を行うこと
 3. 児童及び妊産婦に係る社会福祉を目的とする事業を経営する者又は児童の健やかな育成に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること
 4. 児童福祉司又は福祉事務所の社会福祉主事の行う職務に協力すること
 5. 児童の健やかな育成に関する気運の醸成に努めること
 6. その他、必要に応じて、児童及び妊産婦の福祉の増進を図るための活動を行うこと

《主任児童委員》

 1. 児童の福祉に関する機関と区域を担当する児童委員との連絡調整を行うこと
 2. 区域を担当する児童委員の活動に対する援助及び協力を行うこと

民生委員・児童委員の具体的な活動内容

機能	実 例
社会調査	K市の民生委員児童委員協議会では、配食サービスの協力や声かけ、安否確認などの活動をとおして住民の実態やニーズを日常的に把握するよう取り組んでいる。
相談	その中で、民生委員・児童委員のEさんは、ある90歳の方のお宅を訪問した際、家族から、自宅で介護を続けたいが心身ともに疲労しているので何とかしたいと相談があり、ゆっくり話を聞いた。
情報提供	家族の希望にそって、介護保険制度で利用できるホームヘルプサービスやショートステイ等のサービスについて情報提供した。
連絡通報	その後Eさんは、本人と家族の申し出により市の窓口連絡し、サービスを受けるために必要な対応を依頼した。
調整	また、介護保険制度にはない通院の送迎などのニーズに対し、サービスを利用できるよう社会福祉協議会の事業やボランティア活動利用の調整をした。
生活支援	家族が外出する時には、近所やボランティアグループと連携して留守中の見守りを行うなど、自らも支援するとともに、家族だけでは対応しきれない事柄にたいして、解決に取り組んだ。
意見具申	市の民生委員児童委員協議会では、各委員の訪問活動を通じて、在宅で介護している家族への支援の必要性を知り、問題点を取りまとめるとともに、家族がゆっくり休めるようなプログラムを行政、社会福祉協議会、ボランティア、民生委員児童委員協議会等が協力して実施してはどうかという意見を市に提起した。

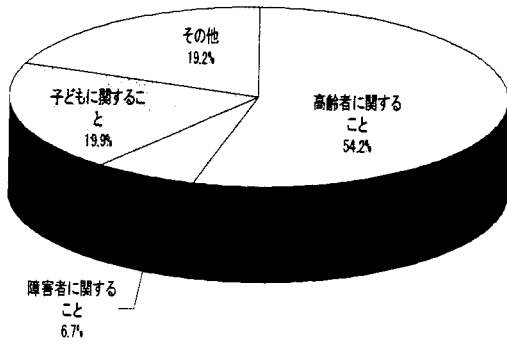
全国民生委員児童委員連合会編「新任民生委員・児童委員の活動推進の手引き」より作成

全国民生委員児童委員連合会ホームページでは民生委員・児童委員のPRビデオをご覧ください。
 (http://www2.shakyo.or.jp/zenninjiren/index.html)

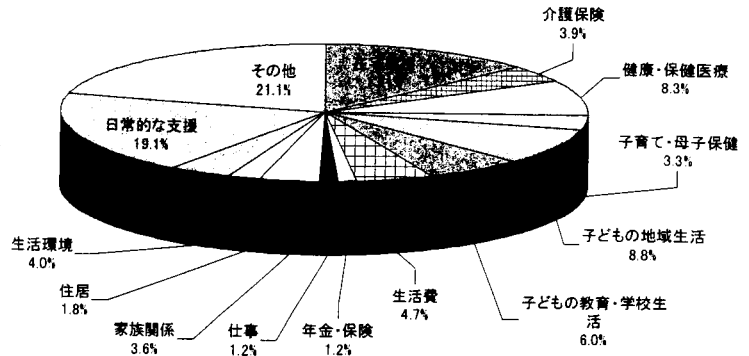
民生委員・児童委員の活動状況

- 年間の総活動件数は約3,160万件。
- 相談支援活動については、760万件を超えており、
 1. 分野別では、「高齢者に関すること」が半数を超え、「子どもに関すること」が2割、「障害者に関すること」が1割弱。
 2. 内容別では、日常的な支援、在宅福祉、健康・保健医療、児童関係など幅広い相談を実施。
- 民生委員・児童委員1人の1月当たりの活動は、相談支援件数が約3件、訪問連絡調整回数が約7件、その他の活動件数が約9件で、1月当たりの平均活動日数は、10.3日。

分野別相談・支援件数（全体）



内容別相談・支援件数（全体）



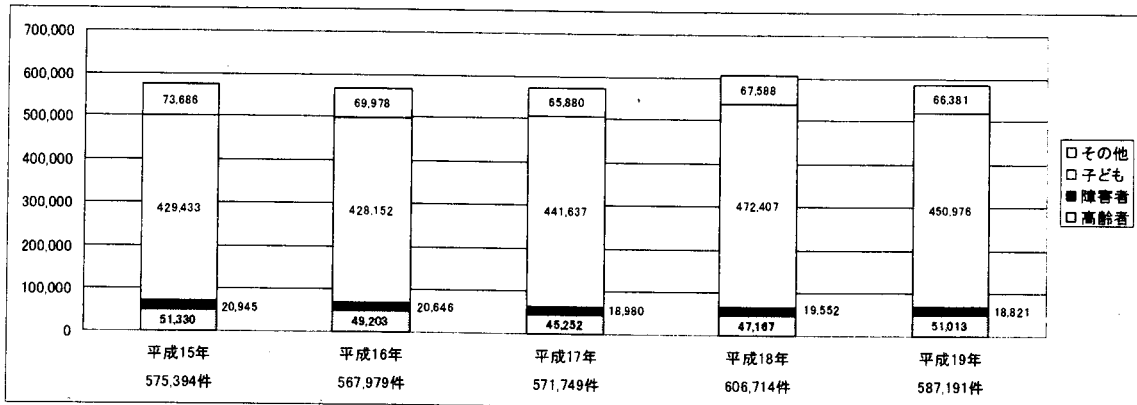
厚生労働省「平成19年度社会福祉行政業務報告」より作成

高齢者・障害者・児童・母子世帯など要援護者の調査・実態把握、相談支援を行ったり、各種行事への参加協力や自主的な地域福祉活動等、幅広い活動を行っています。

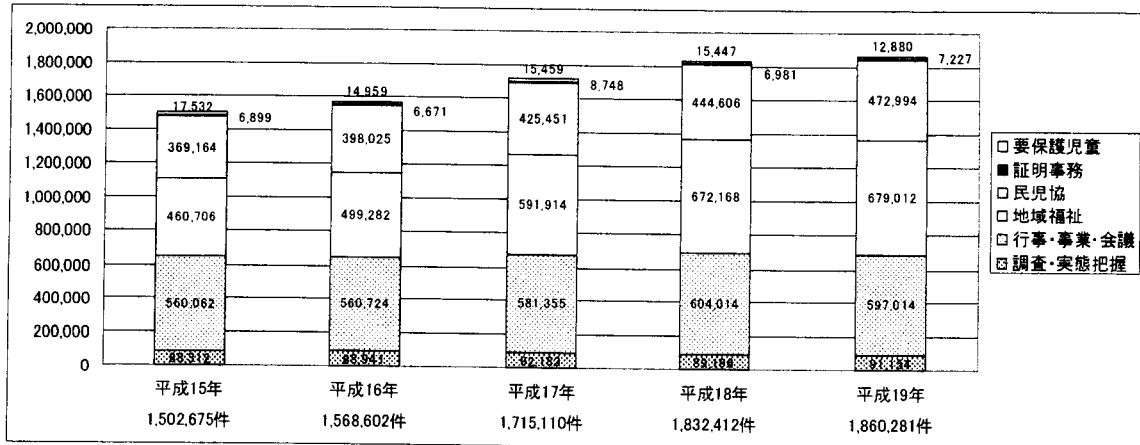
また、最近では、高齢者等への悪質商法被害防止の取り組みや虐待防止の取り組み、災害時に備えた要援護者マップ作りなど、地域の多様な課題にも積極的に取り組んでいます。

主任児童委員の活動状況

主任児童委員の分野別相談・支援件数の推移



主任児童委員の相談・支援以外の活動件数



出典：「社会福祉行政業務報告」

民生委員・児童委員にはどのような義務があるのですか？

【職務遂行上の義務】（民生委員法第15条）

職務遂行に当たっては、個人の人格を尊重し、平等な取扱いを行うという規定があります。

また、民生委員・児童委員は、民生委員法第14条において、社会福祉法に定める福祉に関する事務所、その他の関係行政機関の業務に協力することとされており、活動の円滑な実施のためには、個人情報の適切な提供を受ける必要があります。

民生委員・児童委員には、要援護者の私生活に立入り、その一身上の問題に介入することが多く、要援護者の生活上、精神上、肉体上の秘密に触れることが多いため、守秘義務が課せられています。

民生委員・児童委員への個人情報の提供については、内閣府 (<http://www.cao.go.jp>) ホームページの【内閣府の政策】→【国民生活】→【個人情報の保護】→【個人情報保護法パンフレット】の中の【民生委員・児童委員の活動のための情報提供】をご覧ください。

【地位を利用した政治的活動の禁止】（民生委員法第16条）

職務上の地位を政治的に利用することは禁止されており、これに違反したものは解嘱されます。

【指揮監督権】（民生委員法第17条）

職務に関して、都道府県知事・指定都市長・中核市長の指揮監督を受けます。

また、市町村長も、職務に関して指導を行うことができます。

民生委員・児童委員はどのような組織に属しているのですか？

【民生委員協議会】（民生委員法第20条、24条）

民生委員は、区域ごとに民生委員協議会を組織することになっており、区域は、町村は一区域、市においては数区域に区分され、職務に関する連絡調整、必要な資料及び情報の収集など、職務を遂行するのに必要な事項を処理しています。

参考データ

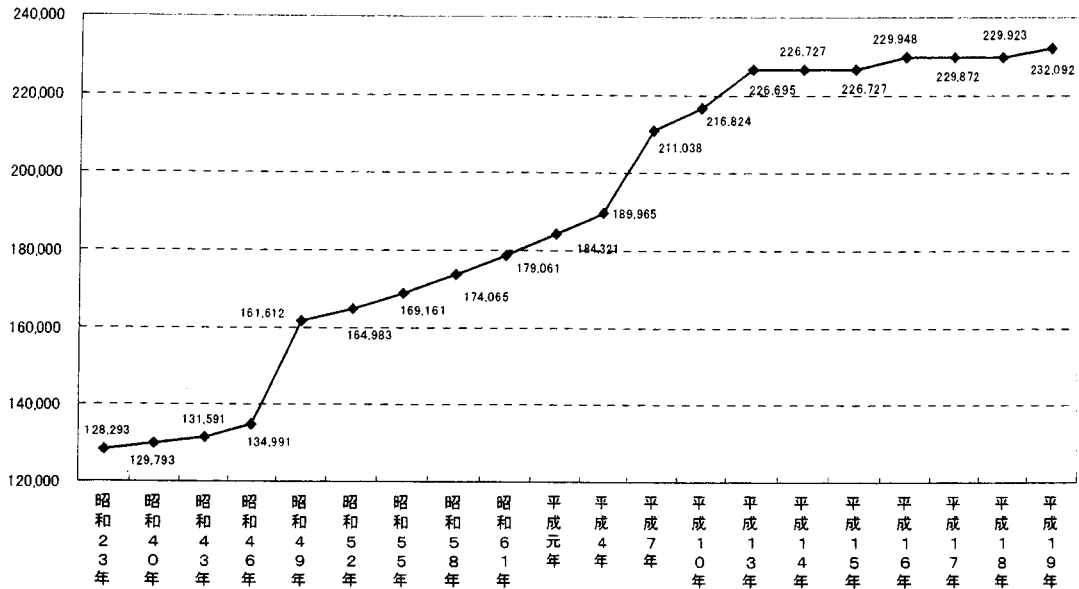
関係法令

リンク

参考データ

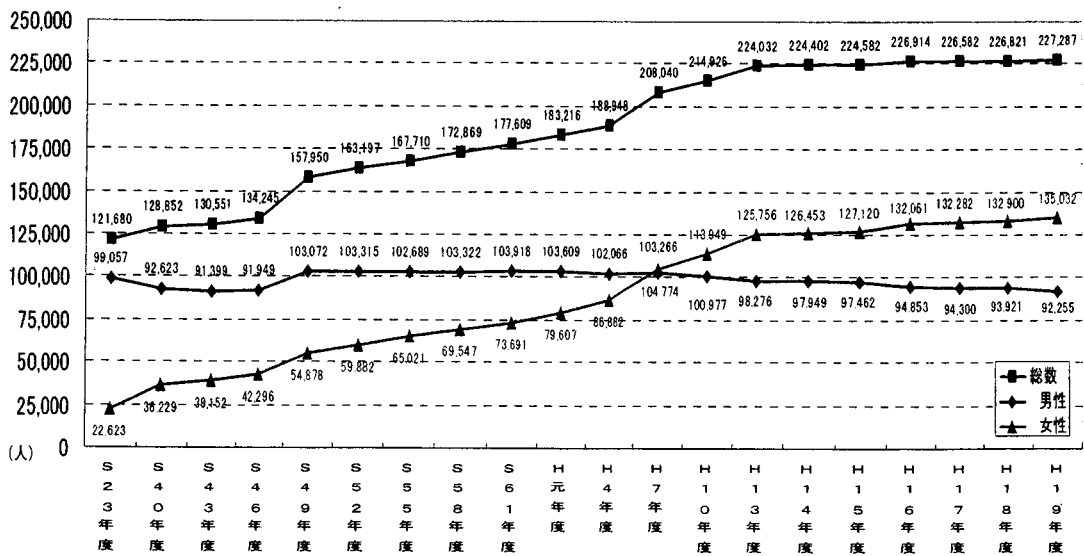
定数推移

平成20年3月31日現在の定数は232,092人です。
 (地区担当：210,645人、主任児童委員：21,447人)



委嘱数推移

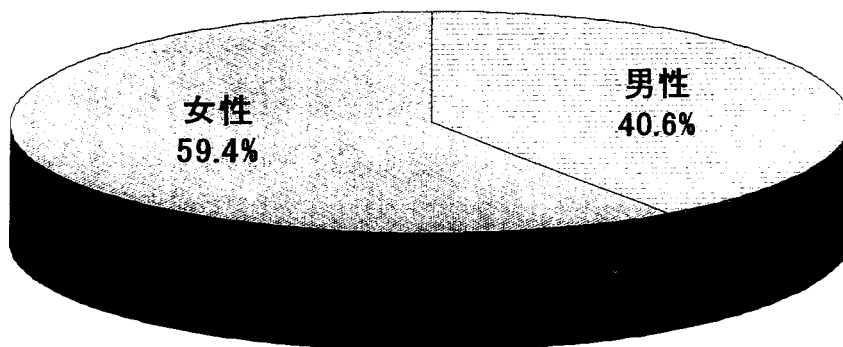
平成20年3月31日現在の委嘱総数は227,287人です。
 (地区担当：206,316人、主任児童委員：20,971人)



社会福祉行政業務報告より作成(各年度末現在、ただし、昭和23年については、4月1日の一斉改選時の人数)

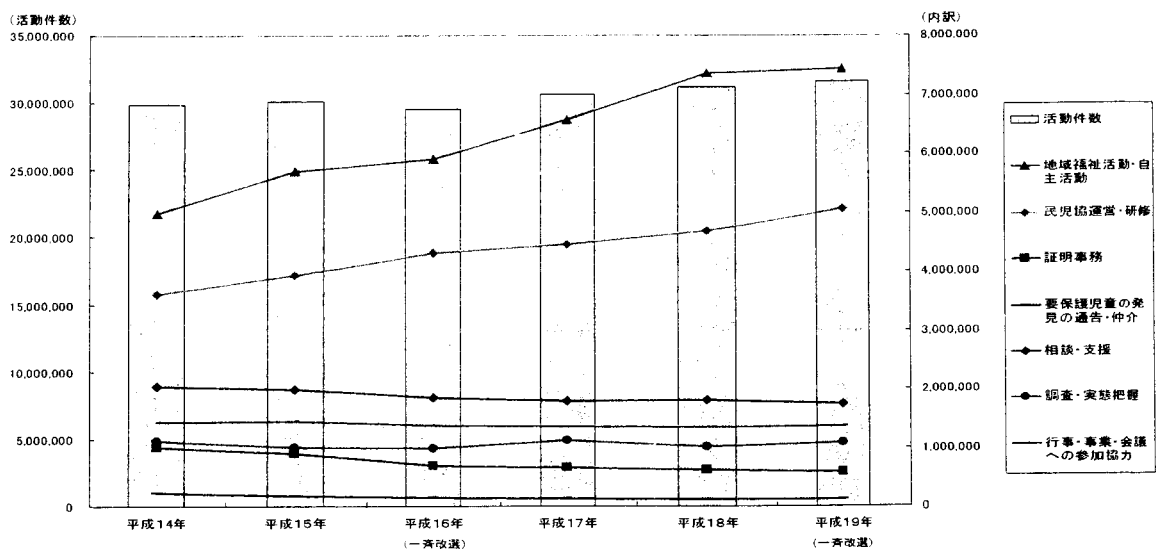
男女比

平成20年3月31日現在の委嘱総数は227, 287人です。
(男性：92, 255人、女性：135, 032人)



厚生労働省「平成19年度社会福祉行政業務報告」より作成

活動状況推移



厚生労働省「平成19年度社会福祉行政業務報告」より作成

自治体別定数及び委嘱

- 厚生労働省「平成18年度社会福祉行政業務報告」
http://www.dbtk.mhlw.go.jp/toukei/data/370/2006/toukeihyou/0006155/t0136337/HOUG0001_001.html
- 厚生労働省「平成19年度社会福祉行政業務報告」概要
<http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/gyousei/07/kekka6.html>

リンク集

- ・ 全国民生委員児童委員連合会
(<http://www2.shakyo.or.jp/zenminjiren/>)
- ・ これからの地域福祉のあり方に関する研究会報告書
(<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2008/03/s0331-7.html>)
- ・ これからの地域福祉のあり方に関する研究会第3回民生委員児童委員制度資料
(<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2007/11/dl/s1109-9d.pdf>)
- ・ 地方自治体の民生委員のページ